

高齢者虐待防止のための指針

株式会社まごころ福祉
訪問介護事業所・中山町事業所
居宅介護支援事業所
グループホームまごころ

1 基本方針

株式会社まごころ福祉の訪問介護事業所・中山町事業所、居宅介護支援事業所、グループホームまごころ（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2 高齢者虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

（1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止のための具体的措置と委員会の設置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

- ① 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は、定期的（年1回）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ④ 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。
 - ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること
 - イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること
 - エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

(3) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - オ 発生した場合の改善策
- ③ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 定期研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、印刷物やPCで閲覧可能な記録等により保存する

(4) その他の取り組み

- ① 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善
- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 本指針等の定期的な見直しと周知

4 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

5 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和5年4月1日から施行する。

関連文書

身体拘束適正化指針.xls（2018年ごろ最終更新）

障がい者虐待防止のための指針

株式会社まごころ福祉

訪問介護事業所・中山町事業所

1 基本方針

株式会社まごころ福祉の訪問介護事業所・中山町事業所（以下「事業所」という。）は、障害者への虐待の発生を未然に防止するため障害者総合支援法（障害者自立支援法）等の趣旨を踏まえるとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）」に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならないとする障がい者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

2 障がい者虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

（１）身体的虐待

暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。

【具体的な例】殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制するなど

（２）性的虐待

性的な行為やそれを強要すること。

【具体的な例】性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せるなど

（３）心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

【具体的な例】障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視するなど

（４）放棄・放任（ネグレクト）

食事や排泄等の身の世の世話や介助をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。

【具体的な例】食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置するなど

（５）経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用するなど

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。

委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

委員会は、定期的（年1回）かつ必要に応じて担当者が招集する。

委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

(3) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

- ② 具体的には、次のプログラムにより実施する。

ア 障害者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 障がい者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

- ③ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 定期研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、印刷物やPCで閲覧可能な記録等により保存する

(4) その他の取り組み

- ① 提供する介護サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善
- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 本指針等の定期的な見直しと周知

4 職員の責務

職員は、家庭内における障がい者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

5 指針の閲覧

「障がい者虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和5年4月1日から施行する。

虐待防止検討委員会に関する規定

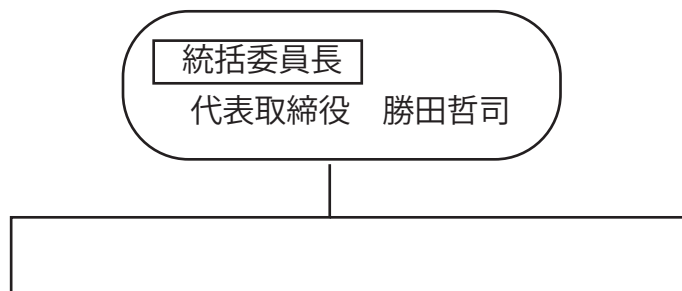
株式会社まごころ福祉

訪問介護事業所・中山町事業所

居宅介護支援事業所

グループホームまごころ

組織図



非公開

委員会の招集

定期開催

居宅・訪問介護

毎月開催する月末のヘルパー研修にて
4～6月に開催のうちの1回で虐待防止についての
研修と委員会の開催を行う。

グループホーム

随時開催される職員会議にて、
年1回の頻度で虐待防止についての
研修と委員会の開催を行う。

必要時

介護職員や利用者に虐待に該当する振るまいが見られた場合に、
委員会を招集する。

報告

各委員長は研修など虐待防止の検討状況について毎年8月に
統括委員長に報告する

虐待防止に関する研修規定

障がい者

高齢者

新規採用時

新規採用時に虐待防止検討委員会の委員長が、業務内容の説明とともに、虐待防止に関する研修を行う。



定期研修・訓練

年1回の頻度で虐待防止についての研修及び虐待防止検討委員会の開催を行う。

研修は虐待防止研修資料を使用して行う。

研修は実施日や内容などの記録を行い、8月に統括委員長に報告を行う。



資料・マニュアル

報告

各委員長は研修など虐待防止の実施状況について毎年8月に
統括委員長に報告する

虐待防止マニュアル

研修資料

高齢者

高齢者虐待防止の基本（厚労省）



高齢者虐待防止（奈良県）



障がい者

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き（厚労省）



日ごろの備え（虐待の未然防止）

苦情処理の徹底と情報の共有
虐待防止等の周知徹底・啓発
早期発見への努力

苦情窓口と虐待発見時の対応

苦情窓口

まごころ福祉 訪問介護事業所

電話番号：0742-48-5990

奈良県国民健康保険団体連合会

電話番号：0744-29-8311

奈良市介護福祉課

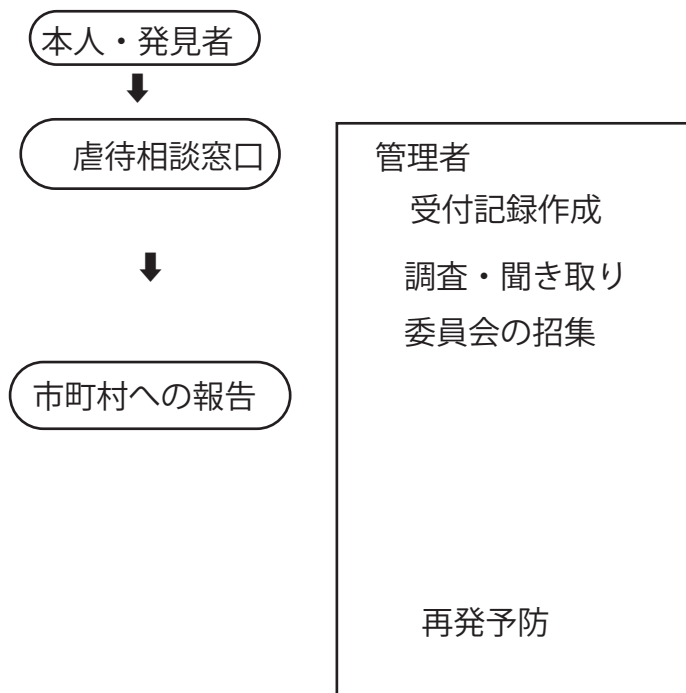
電話番号：0742-34-5422

奈良市障がい福祉課

電話番号：0742-34-4593

受付
処理
報告

虐待発見時の対応



高齢者・障がい者虐待防止に関する研修

研修実施シート

開催日 :

開催時間 :

開催場所 :

参加者 :

管理者による評価

参加者の感想